

## 新型コロナウイルス感染症による出席停止についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定められている学校感染症のひとつです。医師により新型コロナウイルス感染症と診断された場合は「出席停止」となり欠席にはなりません。医療機関を受診して「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、医師の指示にしたがい、感染の恐れがなくなるまで登校を見合わせてください。出席停止期間は法律で定められています。

### 【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

登校する際は、保護者が下記の登校連絡票に必要事項をご記入の上、児童に持たせてください。医療機関からの証明は必要ありません。

#### 登校開始日の目安

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日間	👎	😊 軽快	😊	😊	😊	😊	登校可能		
2日間	👎	👎	😊 軽快	😊	😊	😊	登校可能		
3日間	👎	👎	👎	😊 軽快	😊	😊	登校可能		
4日間	👎	👎	👎	👎	😊 軽快	😊	登校可能		
5日間	👎	👎	👎	👎	👎	😊 軽快	😊	登校可能	
6日間	👎	👎	👎	👎	👎	👎	😊 軽快	😊	登校可能

※発症日

発熱した日

無症状の感染者：検体を採取した日

※発症後5日

発症した日の翌日から起算する。

発症日は含まない。

無症状の感染者：検体を採取した日の翌日

※症状が軽快 軽快

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※症状が軽快した後1日

軽快した日の翌日から起算する。

軽快した日は含まない。

👎 発熱あり

😊 発熱なし

【参照】文部科学省 令和5年4月28日通知

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行)

切り取らずに提出してください

府中第十小学校長 宛

令和 年 月 日

### 登校連絡票（新型コロナウイルス感染症）

年 組 児童氏名

保護者氏名

診断を受けた医療機関名 ( )

出席停止期間 ( 月 日 から 月 日)

医師より感染のおそれがなく、登校可能との指示をいただきましたので、本日 月 日より登校いたします。※診断書などの証明は必要ありません。保護者をご記入ください。